





県庁業務のデジタル化に向けた挑戦

茨城県
令和2年10月2日

県庁業務のデジタル化に向けた挑戦

項目	対象	デジタル化へ対応	現況	今後の取組
1. 県民等が提出する書類のデジタル化 (申請・届出等 県単補助金)	県民等 → 県庁  (申請書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の推進 ・紙申請の押印廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請 全体:1,641業務 うち対応可能:721業務 →対応済み:379業務(53%) ※国法令等に対応困難(920業務) ○ 押印廃止 ・国法令に押印規定(517業務) ・県規定に押印規定(662業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請 ・県対応可能分の100%化 ＜年内対応目標＞ ・国へ法令等の改正を要望 ○ 押印廃止 ・国へ法令等の改正を要望 (517業務) ・県規定の押印を原則廃止 (662業務)＜年内廃止目標＞
2. 公印の デジタル化	県民等 ← 県庁  (許可書等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県発出文書のデジタル化 (電子署名の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子印影の導入(2020.6月) ・公印に代わる電子署名の導入検討中 →<u>デジタル手続法関係省令において対応可能かどうか不明確</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 国へ法令等の改正又は対応可とする解釈の明確化を要望
	県庁 ↔ 企業等  (契約書)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子契約への移行 	<ul style="list-style-type: none"> 民間で広く普及してきている立会人型電子契約の導入検討中 →<u>地方自治法等は、当事者型を想定し、立会人型を想定していない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 国へ法令等の改正又は対応可とする解釈の明確化を要望 ※立会人型電子契約サービスへの対応
3. 内部事務の デジタル化	県庁(職員)  (押印)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁の推進 ・紙文書の押印廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁率ほぼ100%(2018.7月) (年間約24万件) ・人事関係, 会計関係等の業務 →押印アリ(約60業務) 	<ul style="list-style-type: none"> 人事関係, 会計関係等の業務の押印を原則廃止 (約60業務)＜10月中廃止目標＞

1. 県民等が提出する書類のデジタル化

現 状

- 電子申請
(2019年度)
 - ・対応可能な年間処理件数 **12件以上**を電子化
 - ※ 2020年1月にキャッシュレス対応 (クレジットカード対応)
- ・県単補助金の電子化
(2020年度)
 - ・年間処理件数**11件以下**を電子化中
 - ・マイナンバーカード等の手続きに一部対応中



問題点

- 電子申請
 - ・国法令等により電子化困難な手続きあり
- 押印廃止
 - ・国法令の押印規定 (517業務)
 - ・県規定の押印規定 (662業務)

今後の目指すべき姿

- ・県民等が、役所の窓口を訪れることなく、365日24時間「いつでもどこでも」申請・届出ができる環境を整備



全体：1,641業務 うち対応可能:721業務 → 対応済み：379業務
 ※ 対応可能な業務の53%が対応済 ※ 国法令等により対応困難920業務



<今後の対応>

- 電子申請
 - ・県で対応可能な残り**342業務**の電子化に取り組む。 <年内対応目標>
 - ・電子化の障害となっている法令等の改正を国に要望。
- 押印廃止
 - ・国法令の改正を要望 (517業務)
 - ・県規定を改正して原則として押印廃止 (662業務) <年内廃止目標>

2. 県が文書に押印する公印のデジタル化

1) 県が発出する文書の公印のデジタル化

現状

<公印を押印>

- ・法令等で押印が規定されている文書
- ・文書の真正な作成を認証するために押印する文書



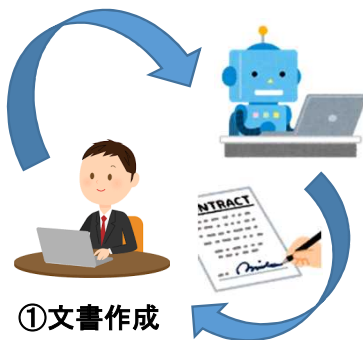
問題点

- ・文書の到達までの時間がかかる
- ・テレワーク時に支障が生じる（押印のための登庁等）
- ・ペーパーレス化の阻害要因

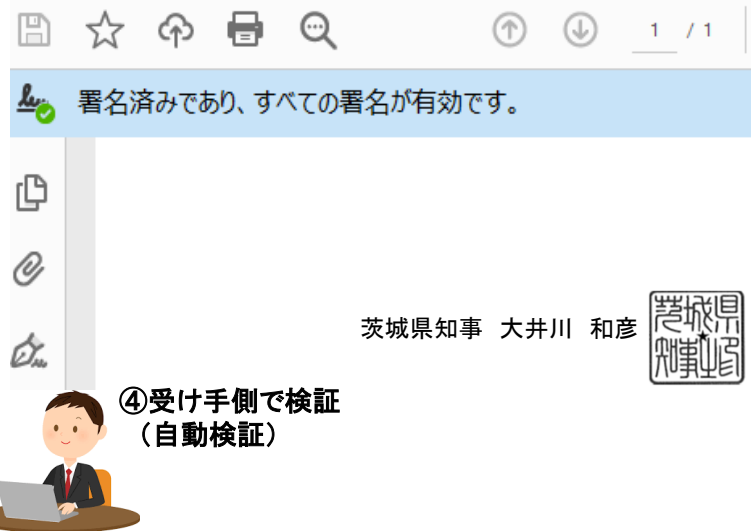
今後の目指すべき姿

- ・公印に代わるものとして「電子印影」と「職責を含めた電子署名」により電子化

②RPA
電子印影・職責を含めた電子署名



③電子施行



<今後の対応>

○ 全ての文書に職責を含めた電子署名が使用可能となるよう、各省の省令改正や解釈の明確化を国へ要望

（職責を含めた電子署名を行うために職責による証明書が必要な場合は、地方公共団体情報システム機構が作成するLGPKIのほか、認定認証事業者が作成する職責証明書についても使用可能となるよう要望）

※ 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項 等 3

2. 県が文書に押印する公印のデジタル化

2) 県が締結する契約を電子契約へ移行

現状

- ・契約締結相手方とともに公印を押印



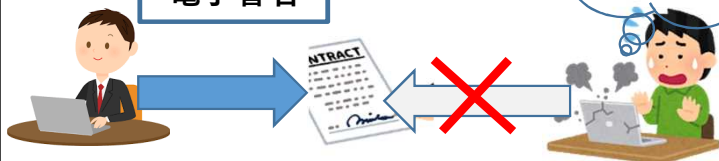
問題点

- ・契約締結の即時性を阻害
- ・現行法で想定している電子契約は当事者型(※)の電子契約のみが想定されている。
- ・当事者型は、相手方も電子証明書の取得が必要となるなど負担感があり、現状、一般に広く浸透していない。

※ 知事と契約相手方双方が自らの電子署名をすることにより締結する電子契約。

電子証明書がない

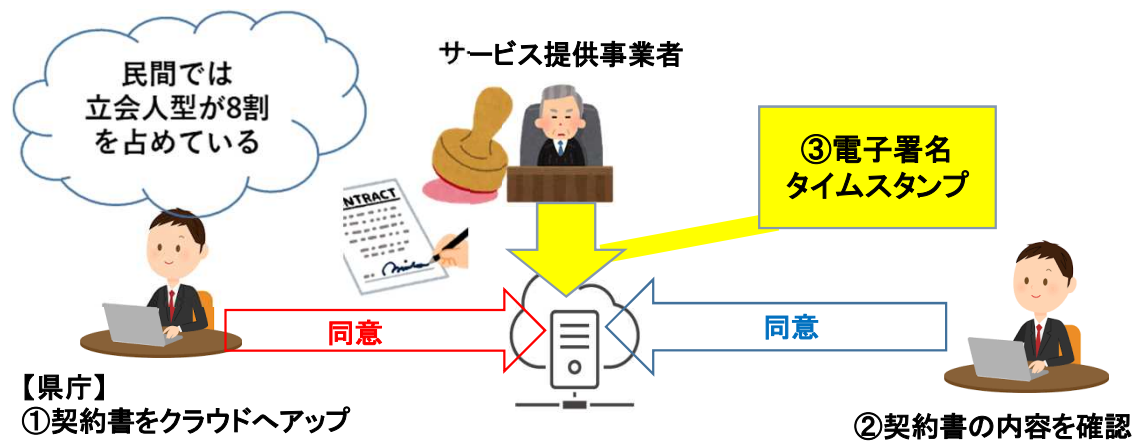
電子署名



今後の目指すべき姿

- ・民間で広く普及してきているクラウドを利用した「立会人型※」等を含む電子契約サービスの導入

※ サービス提供事業者が自身の署名鍵による暗号化等を行う電子契約サービス



< 今後の対応 >

○ 地方自治法等の改正又は対応可とする解釈の明確化を国へ要望

※ 地方自治法第234条では、契約締結の際に地方自治体の長は相手方とともに、記名押印又は電子署名を行うことが規定されており、立会人型の電子契約が想定されていない。

3. 内部事務のデジタル化

現状

<電子決裁率ほぼ100%>
(2018.7月)

電子決裁



起案 → 決裁

※年間約24万件

問題点

- ・別業務フローの人事関係, 会計関係等の業務に押印の事例あり(約60業務)

今後の目指すべき姿

- ・ 印鑑が廃止され, テレワークなど「いつでもどこでも」業務のできる環境を整備して業務の効率化を図る。



職場に出勤
(はんこを押印)



電子決裁



テレワーク

<今後の対応>

○ 人事関係, 会計関係等の業務の押印を原則廃止 (約60業務) <10月中廃止を目標>